

議案第92号

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月24日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
(目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 目黒区長等の給料等に関する条例(昭和30年12月目黒区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の180」に改める。

別表1を次のように改める。

別表1(第2条関係)

職名	給料月額
区長	1,058,000円
副区長	847,000円

(目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

職名	議員報酬月額
議長	905,000円
副議長	791,000円
委員長	658,000円

副委員長	628,000円
議員	598,000円

(目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年9月目黒区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「738,000円」を「741,000円」に改める。

(目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 目黒区監査委員の給与等に関する条例(平成13年3月目黒区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「628,000円」を「630,000円」に改め、同項第2号中「608,000円」を「610,000円」に改め、同条第2項第1号中「331,000円」を「332,000円」に改め、同項第2号中「311,000円」を「312,000円」に改める。

(目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区分		報酬月額
教育委員会委員		227,000円
選挙管理委員会	委員長	284,000円
	委員	227,000円
	補充員	2,000円

付 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(説明) 特別職の給料及び報酬並びに期末手当の額を改定するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。